

姫路市保育士等定着支援一時金 Q & A

【制度の内容等について】

Q 1 制度の目的は何か。

A 保育業務に専従する者として市内の私立保育所及び認可こども園（以下「私立保育所等」という。）に一定の期間勤続する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）に対し、一時金を給付することにより、市内の私立保育所等への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童の解消につなげることを目的に実施します。

Q 2 どのような場合に支給対象となるのか。

A 平成 31（2019）年 1 月 1 日から令和 4（2022）年 3 月 1 日までに、市内の私立保育所等に直接雇用され、保育業務に専従するために、新たに勤務を開始した保育士等で、同一の保育所等で継続して働く意思のある場合が支給対象になります。

Q 3 どのような場合に交付対象保育士等にならないのか。

A 対象外になる者の具体例

- ・ 認可外の保育施設に採用された保育士等
- ・ 派遣により勤務する保育士等
- ・ 施設長（園長）等管理職業務や補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない職員。

Q 4 過去一年間の勤務実績として問われないものはあるのか。

A 過去 1 年以内の勤務実績に該当しない具体例

- ・ 市外の保育所等での勤務実績
- ・ 派遣による市内の私立保育所等での勤務実績
- ・ 認可外保育施設での勤務実績
- ・ 雇用契約内容が保育の提供に携わる保育士等ではない勤務実績

Q 5 新卒者だけ対象になるのか。

A 新卒者だけでなく、潜在保育士も対象になります。

Q 6 保育士 1 人に対して年間 24 万円支給されるのか。

A 月 2 万円に勤務月数を乗じた金額となるので、年間最大 24 万円、3 年間で最大合計 72 万円が保育士等本人の口座に支給されます。

・各年度の支給額 年度内の勤務月数 × 2 万円 (最大 24 万円)

※但し、勤務が 1 か月に満たない月は「勤務月数」に含みません。

例) 令和元(2019)年 6 月 10 日から勤務を開始した場合、6 月の勤務は 1 か月に満たないので、令和元年度の一時金は 7 月～翌年 3 月の 9 か月分 18 万円を支給します。

年度ごとの支給額の内訳は次のとおりです。

令和元(2019)年度 (7 月～翌年 3 月の 9 か月分)	18 万円
令和 2 (2020)年度 (12 か月分)	24 万円
令和 3 (2021)年度 (12 か月分)	24 万円
令和 4 (2022)年度 (6 月分まで)	6 万円
	計 72 万円

・転入者加算 就職するにあたり市外から転入された場合は、
初年度の支給時に 5 万円を加算します。

勤務年数	支給金額 (年額)	転入者加算
1 年目	240,000 円	50,000 円
2 年目	240,000 円	/
3 年目	240,000 円	
合計	720,000 円	

※本事業における一時金の申請は単年度ごとに行う必要があります、申請書の提出は毎年度必要です。

また、毎年度議会の予算承認を経る必要があるため、3 年間の一時金の交付を約束するものではありません。

育休など休職されている月数は支給算定月数から除外されます。

Q 7 転入者加算の支給対象の要件は何か。

A 就職するにあたり姫路市外から転入し、市内に居住し、住民登録をすることが要件になります。

Q 8 勤務を始めてから、通勤困難なため姫路市へ転入した場合は、転入者加算の支給対象になるか。

A 転入者加算の対象になるのは、就職するにあたり市外から転入された場合で、転入の時期は就職した日の前後3カ月に限ります。

就職した日より3か月を過ぎてからの転入は、転入者加算の対象にはなりません。転入する際、勤務する保育所等が借り入れた住居に居住する場合は、保育士等住居借り上げ支援事業の交付対象になります。

Q 9 「保育士・保育教諭等（保育士等）」とあるが、幼稚園教諭免許のみの取得者も対象となるか。

A 幼稚園教諭免許のみを有し、認定こども園に勤務している幼稚園教諭も対象になります。

Q10 正規職員だけ対象になるのか。

A 正規職員のほか、労働時間が「一日6時間以上かつ一月20日以上」または「それと同等の勤務条件」と確認できる雇用契約により勤務する非正規職員（常勤的非常勤）も対象になります。

Q11 市内の私立保育所等で働いていればよいのか。

A 勤務する保育所等の設置者に直接雇用され、保育に専従している保育士等が対象になります。（資格を有していても、事務職員やその他補助（無資格）職員の場合や派遣されている場合は対象となりません。）

Q12 途中で退職した人も支給されるのか。

A 翌年度以降も継続して勤務していただくことを前提に支給するので、年度途中で退職した人には支給しません。（ただし、配偶者の転勤など特別な事情があると市長が認めた場合は支給されることがあります。）

Q13 今の園を辞めて、違う園に採用された場合も対象になるのか。

A 保育士として採用される前1年間、市内の他の保育所等（公立私立すべて）で保育士等として勤務していないことを条件とします。

・ 制度開始前から保育士として勤務されている方

離職後一年以内の再就職は対象外です。

※ 市外の保育所等や認可外保育施設、保育士等以外で勤務されている方は、条件が除外されます。

・ 交付決定者

一時金の交付を受けたことがある場合は対象外です。

Q14 勤務していた保育所等を運営する法人の系列の保育所等に転籍した保育士等は対象になるか。

A 単なる人事異動等による配置換えであり、新規雇用には当たらないため一時金の対象となりません。

また、交付決定者が配置換えにより勤務先の保育所等が変更になった場合は、同一の保育所等での勤務が継続中とみなされるので引き続き一時金の対象となります。ただし、市外の保育所等への配置換えの場合は対象外になります。

Q15 保育士資格を有していない保育補助者等が、保育士資格等を取得した場合は対象となるか。

A 保育補助者（無資格）として勤務する在職中の臨時職員が、平成31年1月1日以後に改めて保育士等としての雇用契約を交わした場合や、市内の他の保育所等に新たに雇用された場合は、交付対象になります。

Q16 姫路市外に住んでいても対象となるか。

A 姫路市内市外在住問わず、交付対象者としての要件を満たしていれば支給の対象となります。

なお、就職するにあたり市外から転入し、住民登録された方は、転入者加算として、初年度の支給時に5万円加算します。

勤務を開始して3か月を経過してから、通勤が困難なため転入された場合は転入者加算の交付対象になりません。

勤務する保育所等が借り上げた住居に居住する場合は、保育士等住居借り上げ支援事業の交付対象者になります。

Q17 産休や育休中の保育士等は対象になりますか。

A 年度末日に産休中や育休中の職員は、在籍している状態であるので一時金の交付対象になりますが、産休や育休の休業期間は勤務月数にあてはまらず、勤務した月数に2万を乗じた額を支給します。

支給額の算定項目である勤務月数に、産休期間・育休取得期間は含みません。次年度一月も勤務していない場合は一時金の支給はありません。復職後は、勤務した月数に2万を乗じた額が支給されます。（休業開始月や復帰月の勤務日数が1か月に満たない月は勤務月数に含まず、除外されます。）

ただし、支給対象期間は勤務を開始した日から起算して3年までのため、長期間育児休業を取得される場合、育休中に交付対象期間が終了することになります。

例) 令和元(2019)年6月10日採用の保育士が、令和3(2021)年1月10日より産前休暇、3月6日出産、4月30日まで産後休暇、令和4(2022)年3月5日まで育児休業で3月6日職場復帰の場合⇒
交付対象期間は令和元年7月から令和4年6月分まで。
うち産休・育休による対象除外期間は令和3年1月から令和4年3月までの15か月間

令和元(2019)年度	7月から翌年3月まで9か月分	18万円
令和2(2020)年度	4月から12月まで9か月分	18万円
令和3(2021)年度		支給なし
令和4(2022)年度	6月まで3か月分	6万円
	合計	21か月 42万円

Q18 傷病等で休職期間中の保育士等は対象となりますか。

A 給与規定、雇用契約に基づいて、給与の支払いが行われている期間については、産休や育休中と同様在籍していると取扱い、年度末日休職中でも、勤務した月数に2万円を乗じて交付されます。(勤務月数には休業期間は含まれません。)

なお、休業開始月と復職月等1月に満たない月は勤務月数に含みません。

Q19 新設の保育所等は対象になりますか。

A 市内の私立保育所又は認定こども園であれば対象になります。
上記施設に移行した場合、移行時から令和4(2022)年3月1日までに保育業務に専従するため、新たに雇用した保育士等が対象となります。

Q20 次年度以降の事業継続の見直しはあるのか。

A 平成31年1月1日から令和4(2022)年3月1日までに市内の私立保育所等に新たに雇用され保育業務に専従する保育士等を対象に3年間一時金を支給する事業であり、令和6(2024)年度まで支払いを伴う事業が継続する予定ですが、毎年度議会の予算承認を経る必要があるため確約はできません。

また、令和4年度採用の保育士等については、待機児童数の推移や私立施設の保育士等の賃金水準の改善状況等を踏まえて、処遇改善事業と一体的に事業効果を検証し、制度の見直しを行う予定です。

Q21 平成 31(2019)年 1 月 1 日以前に採用された人（市処遇改善）に比べて、新規採用者（一時金）の方が高く逆転してしまうことになるので、施設側としては対応に困る。

A すでに採用されている方と不公平感があるかも知れませんが、これから新たに保育士を採用しやすくし、また定着してもらうために立ち上げる事業であることをご理解いただきますようお願いいたします。

また、この制度は、より効果的に新たな人材を確保するため、保育士・保育教諭に直接一時金を給付します。制度の趣旨についてご理解いただき、待機児童の解消に繋がるよう事業の適切な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

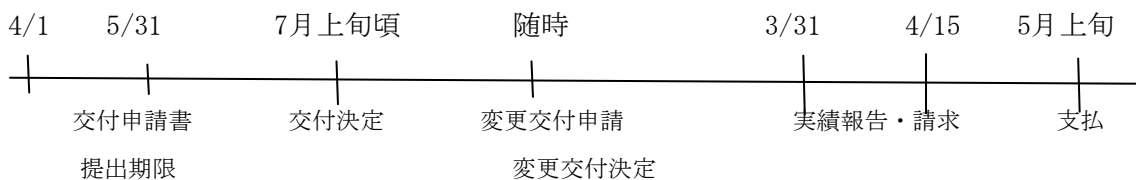
【事務手続き等について】

Q22 一時金の申請から支払までの流れについて示してほしい。

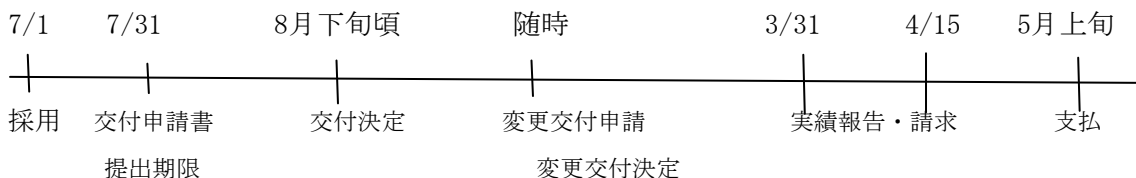
A

【年間スケジュールの目安】

(例 1) 4 月 1 日付採用の場合



(例 2) 年度途中の採用の場合



※上記スケジュールは目安であり、変更する場合があります。

Q23 勤務する保育所等を経由する理由は何か。

A 交付対象保育士の申請漏れや申請書等の不着等を防ぐため、勤務している保育所等を通じて提出していただきます。勤務されている保育士等の書類を取りまとめて提出していただく際、内容等をご確認のうえ、取りまとめ票を添えて提出してください。

なお、交付決定等の姫路市からの通知も、勤務されている保育所等を通じて行います。

お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

但し、実績報告書及び請求書は、保育士等本人が直接市に提出していただきます。郵送でも構いませんが、来庁される場合は必ず書類に押した印鑑も持参してください。

Q24 申請は一度すれば、3年間有効か。

A 3年間有効ではありません。毎年度申請していただく必要があります。

採用された年度は採用月の月末（年度当初4月採用は5月31日）までに、翌年度以降は毎年度5月31日までに申請をする必要があります。

※申請書は初年度と次年度以降では異なりますので、お気をつけ下さい。

Q25 申請書の提出が遅れた場合は、どうなるのか。

A 期限後に提出された場合、遅延に特別な理由があると認められない場合、提出月分からの支給となる場合がありますので、期限に遅れないように提出してください。

Q26 交付申請時点で保育士（登録）証等が発行されていない場合はどうすればよいか。

A 3月に養成校を卒業し、交付申請時点で保育士証が発行されていない場合等は、登録事務センターが発行する「保育士登録済通知書」の写しを添付してください。また、保育士証が届き次第速やかに提出してください。

なお、幼稚園教諭の普通免許状が発行されていない場合も同様に、都道府県教育委員会が発行する「免許状授与証明書」の写しを添付し、免許状が届き次第速やかに提出して下さい。

Q27 幼稚園教諭免許状の写しに更新日が記載されていない場合はどうすればよいか。

A 幼稚園教諭免許状の写しに更新日が記載されていない場合は、「免許状更新講習終了書確認証明書の写し」も提出してください。

また、更新された場合は、更新後の免許状の写しを提出してください。

Q28 経歴書は必ず提出するのか。

A 保育士登録や幼稚園教諭免許の取得状況等を確認するため、必ず提出していただきます。

なお、勤務履歴がある場合は、確認するための書類として指定している「在籍証明書」も提出してください。在籍証明書は必ず在職していた勤務先から証明をもらってください。

Q29 住民票はどのような場合に添付が必要か。

A 就労にあたり姫路市に転入し転入者加算を受ける場合のみ、交付申請書への添付が必要です。市内に住民登録されているかを確認します。市内に転入した日が分かるものを添付してください。

Q30 実績報告書や請求書に押す印鑑はどんな印鑑でもよいか。

A 必ず交付申請書等に使用した印鑑で押印してください。変更交付申請書も同様です。また、実績報告書の証明欄に使用される設置者の印鑑も、申請時雇用証明書に押された印鑑で押印してください。

Q31 一時金の受給に関して、確定申告は必要ですか。

A この一時金は税法上の雑所得に区分されますので、申告の詳細は姫路税務署（079-282-1135）にお問い合わせください。